平成 30 年 12 月農業委員会総会議事録

平成30年12月25日午後3時00分、平成30年12月農業委員会総会を弘前市役所岩木庁舎多目的ホールに招集する。

出席委員 25 名

1 番	前田　優考	委員	2 番	須藤　秀人	委員	3 番	町田　功	委員
4 番	山本　修平	委員	5 番	三上　悦治	委員	6 番	進藤　司	委員
7 番	佐藤　剛郎	委員	8 番	山内　知人	委員	9 番	成田　繁則	委員
10 番	石岡　千鶴子	委員	11 番	岩谷　裕子	委員	12 番	相馬　司幸	委員
13 番	小嶋　勇成	委員	14 番	木村　芳文	委員	15 番	伊藤　公正	委員
16 番	小林　政貴	委員	17 番	佐藤　耕一	委員	18 番	鳴海　忠三郎	委員
19 番	木村　司	委員	20 番	三上　幸雄	委員	21 番	奥元　勝義	委員
23 番	櫻庭　潤	委員	24 番	白濱　不二男	委員	25 番	外﨑　眞司	委員
26 番	棟方　健	委員						

出席事務局　　9 名

事 務 局 長	赤石　仁	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	小堀　正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤　祝幸
事務局主幹兼農政係長	髙橋　貢	岩木分室総括主査	澤田　明人
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局総括主査	小林　明子
事務局主査	田澤　磨美		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第 90 号　　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 91 号　　農地転用許可に係る意見について
議案第 92 号　　農用地利用集積計画の決定について
議案第 93 号　　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 94 号　　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 95 号　　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第 44 号　　公売買受適格者に係る農地法第 3 条許可書の交付について
報告第 45 号　　農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 46 号　　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 47 号　　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。
携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ただいまから平成 30 年 12 月農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。17 番 佐藤耕一委員、18 番 鳴海忠三郎委員、20 番 三上幸雄委員、以上 3 委員を指名いたします。
また、書記には、事務局職員の小林明子総括主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 90 号を議題といたします。議案第 90 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 90 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 2,458 ㎡、畑 2 件 4,336 ㎡、合計 4 件 6,794 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 23 件 109,271 ㎡、畑 10 件 69,587.44 ㎡、合計 33 件 178,858.44 ㎡ であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 12 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、佐藤耕一 副委員長、須藤秀人 委員、山本修平 委員、それに私、町田であります。
３条許可申請に係る現地調査の結果、地元委員及び推進委員からの意見はありませんでした。調査会では、申請書を審査し、検討した結果、第 3 条第 2 項各号については、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。
以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

外﨑眞司委員　現地調査ではないんですけれども、この 102 番、この番号の地域耕作の農地、ちょうど私の地元なので、私の畑のそばなんですけれども、これは何を作るということで上げておられるんでしょうか？

佐藤主幹兼係長　今、申請書を確認したところ、くるみということになっております。

外﨑眞司委員　くるみでも何でもいいんですけれども、元々ここは独狐の人の農地なんですけれども、畑の木を伐採してしまって平地にしてしまっている場所なんですけれども、それを買って、私が通る時ににんにくを植えていたもので、初めからにんにくを植えるということで売買してるのかなと思いまして、それを今くるみということですけれども。一応にんにくの方がかえっていいのになと思いまして聞いてみたんですけれども、そうですか、いいです。

前田優考委員　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

（前田優考委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に5ページ、受付番号110番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　受付番号 110 番は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第90号のうち、受付番号110番については、許可することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。

（前田委員着席）

議　　長　それでは、議案第90号のうち、受付番号110番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第90号のうち、受付番号110番を除く申請については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第90号のうち、受付番号110番を除く申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第 91 号を議題といたします。議案第 91 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第91号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、畑1件 1,229㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。
21ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号16番は、農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供する農業用施設用地」であることから、転用可能となるものであります。
また許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第91号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

外﨑眞司委員　この16番に対してちょっと聞きたいんですけれども、農業資材等の置場というふうになっておりますけれども、今回ここで許可を受けた後、このように使われるか使われないか誰も知らないわけですよね。一応信用して許可を与えている形となりますけれども、その今後の見極めをどこでどういうふうにして判断してるのでしょうか。
違反というのかわからないんですけれども、今まで農業用地として使用してこなかったんですよね。今日、それが違反ということで急遽農業用地として資材置場とかであげてるわけですよね。
それを許可した後、今まで通り一年後には農業の資材置場としてそのままずっと活用するか活用しないかは、ここから手を離れてしまえば分からないわけですよね。我々農業委員会としてはそこで一旦許可を出してしまえば、後は何も言えなくなってしまうのではないでしょうか。
その点はどうなりますか。

佐藤主幹兼係長　この案件16番につきましては今、委員がおっしゃった通り違反転用の是正にかかるものになります。そして、追認の許可になるわけですけれども、この4条許可につきましてはあくまでも、4条も5条もそうなんですけれども、農地転用につきましては、完了するまで計画通りこの農業用資材置場として使うことという条件が付いての許可になりますので、必ず完了するまでは農業委員会が関与していくということになります。

外﨑眞司委員　もし1年後、半年後に元の資材置場、この農業用資材ではなくて別の資材ですね。それに使っていかれればどうなりますか。

佐藤主幹兼係長　繰り替えしになるのですが、農業委員会が完了までは関与するということになりますので、そういう使い方をしたときには違反転用の是正指導という形で県への報告事案にもなってまいります。

外﨑眞司委員　ちょっと心配で。

事務局次長　私の方から補足いたします。農地転用許可につきましては工事が完了してその用に供するまでは農地法の規制を受けます。
ですので、完了報告を受けて現地を確認して、確かに目的通り供しているという段階で農地台帳の方は削除になっていくということで、それからは農地法の

事務局次長　規制は出来なくなります。
　ただ委員がご心配されているように、農地法の規制を受けなくなったとしてもそれが農業用施設用地以外のものに使用されているとなれば、それは農振法違反ということになりますので、そこら辺は後々の委員さん方がしっかり見張っておいていただければと思います。以上です。

外﨑眞司委員　わかりました。

議　　長　他にありますか。

　議案第 91 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

　（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 91 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

　次に、議案第 92 号を議題といたします。

　議案第 92 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 92 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 14,356 ㎡、畑 5 件 31,557 ㎡、合計 11 件 45,913 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 10 件 57,966 ㎡、畑 5 件 20,630 ㎡、合計 15 件 78,596 ㎡であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　議案第 92 号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る 12 月 10 日、奥元勝義 副委員長と私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。
　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。28 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 91 番については、あおもり農林業支援センターが実施する農地売買等事業の貸付期間満了により、借受人が所有権を取得するための計画案となります。受付番号 92 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。29 ページをお開きください。使用収益関係、受付番号 126 番から 30 ページ 130 番及び 31 ページ 132 番から 34 ページ 137 番については、利用権の再設定による農地の貸借であるため、

推進委員長　農用地利用調整会議から除いてあります。35 ページをお開きください。使用収益関係、受付番号 138 番及び 139 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。
　以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 92 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 92 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 92 号は、委員長報告のとおり決定いたします。

　次に、議案第 93 号を議題といたします。議案第 93 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 93 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 5,960 ㎡、畑 1 件 2,200 ㎡、合計 2 件 8,160 ㎡であります。今回提出されました 2 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項第 2 号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 2 件が整ったものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第 93 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 93 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 93 号は、要請することに決定いたします。

　次に、議案第 94 号を議題といたします。議案第 94 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 94 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。
　提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 7,513 ㎡、畑 1 件 4,377 ㎡、合計 2 件 11,890 ㎡であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議

事務局次長　が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　今回提出されました2件につきましては、先の議案第92号で決定されました利用集積計画のうち35ページの使用収益権関係、受付番号138番及び139番の農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規程に定める優先順位に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第94号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第94号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第94号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第95号を議題といたします。議案第95号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第95号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が、1件9㎡、用途変更が3件4,631㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。47ページをお開きください。弘前市農用地指定除外、整理番号1番については、携帯電話無線基地局のアンテナを設置するもので、認定電気通信事業者が中継施設等の敷地に供するための転用であることから、許可不要の案件であります。48ページ、弘前市用途変更、整理番号1番及び3番については、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供する農業用施設用地」への用途変更であることから、農地転用が可能な案件であると考えられました。整理番号2番は、自己の農作物の育成のための農業用施設で、転用面積が2アール未満の施設であることから、転用許可不要の案件であります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

議　　長　それでは、議案第95号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第95号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第95号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第44号「公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第44号は、「公売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について」であります。最高価買受申込者となった公売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、許可書を交付したので報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田1件2,257㎡であります。なお、受付番号2番については、平成30年8月総会において、買受適格証明書の発行を決定したものであり、許可申請の内容が証明書の交付時と変わらないことを確認し、許可書を交付したものであります。以上であります。

議　　長　　報告第44号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第45号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第45号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田3件25,756.50㎡、畑6件242,319㎡、合計9件268,075.50㎡であります。なお、届出理由につきましては55ページ、受付番号97番から56ページ、受付番号105番までの届出事由欄に記載のとおり、相続となっております。以上であります。

議　　長　　報告第45号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第46号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第46号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第7号及び農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が畑1件42㎡、5条関係が田1件535㎡、畑5件2,224.61㎡の合計6件2,759.61㎡であります。なお、届出理由につきましては、59ページから61ページの届出理由欄に記載のとおりでありますが、受付番号28番については、先月の総会において、国税徴収法に基づ

事務局次長　く公売に参加するため、市街化区域内の農地転用を目的とした農地買受適格証明書の発行について報告したものです。この証明書交付後に、落札者から買受適格証明書と同様の内容で市街化区域内の農地転用の届出があったため、これを受理したものであります。以上であります。

議　　長　報告第 46 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 47 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第 47 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田 7 件 18,688 ㎡、畑 1 件 7,922 ㎡、合計 8 件 26,610 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、65 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 47 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 38 分］